

九十九自治協だより 第18号



九十九地区自治協議会 佐世保市下船越町 306-7 ☎/📠 55-4525 令和2年10月1日発行

災害時の自主運営地域避難所を開設します

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、大きな被害が発生しています。そのたびに、逃げ遅れにより犠牲となられる方も少なくありません。

佐世保市でも、災害が発生、または発生するおそれがある場合に、住民が避難行動を起こさない要因の一つとして、「避難所が遠いこと」等があり、避難をためらうなどの課題があります。

九十九地区でも、現在の公的避難所である『九十九地区公民館』（台風・高潮時には九十九地区公民館ではなく野崎町公民館）までは地理的に遠く、また高齢者が多い地域のため移動も困難な場合があります。

災害の初期や小規模の災害における一時的な避難所として、町内会・公民館が自主的に開放する町内の公民館を活用していただくために、毛布や食料品等の備蓄品も整備しましたので、いざという時は避難をためらわず、お近くの「地域避難所」をご利用ください。

地域安全・安心部会長 谷川 政嗣



九十九地区自主運営地域避難所

名称	所在地	備考
石岳公民館	船越町 174-1	石岳町内会長（中尾）
船越町公民館	船越町 722-2	船越町公民館長（末竹）
船越中央公民館	船越町 1059-2	船越中央町内会長（岩崎）
下船越町小島地区公民館	下船越町 128	小島町内会会長（岩崎） 小島町内会副会長（藤村）
下船越町名切地区公民館	下船越町 481-2	名切町内会長（金子）
庵浦町公民館	庵浦町 1019-7	庵浦町公民館長（大谷）
野崎町公民館	野崎町 2929	野崎町公民館長（中里）
俵ヶ浦町公民館	俵ヶ浦町 702	俵ヶ浦町公民館長（山口）

※地域避難所は、一時的な避難所として活用するもので、長期間となる避難や大規模災害時の避難は、公的指定避難所へお願いします。

公的指定避難所（九十九地区公民館 下船越町 306-7 ☎ 28-0216）

裏面に続く

避難所へ避難されるとき の 注意 点

新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況において、災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっています。

避難所へ避難する前に必ずご自宅で検温を実施し、健康状態を確認してください。検温の結果、発熱や風邪の症状が認められる場合は、「帰国者・接触者相談センター」（電話 25-9809）へ相談することも検討してください。

避難所では・・・

- ・ 必ずマスクを着用して来所し、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること
- ・ 頻繁に手洗い、うがいを行うこと
- ・ 備蓄品には限りがあるので、自分の必要なもの（水、食料、タオルケット、タオル、歯ブラシ、常備薬、懐中電灯等）は持参すること



万が一、発熱や咳等の症状が出た場合は、速やかに避難所責任者に申し出て、指示を受けてください。

また、自宅にいることが危険な場合には、定められた避難所だけではなく、避難所が3密状態になることを防ぐためにも、親戚や知人宅等、より安全な場所へ避難することも是非考えておきましょう。

自分の身は自分で守る！

おしらせ 九十九地区自治協議会主催事業中止について

本年度も『自然と共に笑顔いっぱい 輝くまち つくも地区』のスローガンのもと、各部会ともいろんな事業を展開すべく準備をしておりましたが、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束も見えず、ワクチンも開発されていない現状下では、感染防止の観点から、実施を見合わせた方がよいとの判断で8月20日開催の理事会で、下記事業につきましては中止することといたしましたので、お知らせいたします。

楽しみにされていた皆様、この日のために練習されていた皆様方には、大変残念ではございますが、ご理解と、ご協力を賜りますようお願いいたします。

9 / 6	令和2年視察研修旅行	総務部会
9 / 22	第14回親善グラウンドゴルフ大会	地域絆づくり部会
11 / 22	第35回九十九地区自治協公民館まつり	賑わい街づくり部会

次年度をお楽しみに！！